

問題作成に関する司法試験考查委員・司法試験
予備試験考查委員として遵守すべき事項について

平成 28 年 11 月 2 日 司法試験委員会決定

平成 29 年 6 月 14 日改正

令和 年 月 日改正

当委員会は、司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチームから提出を受けた「司法試験出題内容漏えい事案を踏まえた再発防止策及び平成 29 年以降の司法試験考查委員体制に関する提言」の内容を踏まえ、平成 29 年以降の司法試験及び司法試験予備試験について、別紙のとおり、問題作成を担当する司法試験考查委員・司法試験予備試験考查委員として遵守すべき事項について定め、各考查委員に就任する者から誓約を徴することとする。

司法試験考查委員として遵守すべき事項

考查委員は、任期中及び任期後において、国家公務員法第100条第1項に定められているとおり秘密を漏らしてはならないことはもとより、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという司法試験の目的を十分理解し、以下の第1から第3までに定める事項を遵守するほか、その公正性・公平性を疑わせるような行動を取らないよう厳に留意する。

(法科大学院における指導に関する措置)

第1 問題作成を担当する考查委員は、法科大学院において授業等の教育上の指導を行うときは、任命された日から司法試験の実施が終了するまでの間、以下の措置を講じる。

(1) 授業における録音又は録画等の実施について

ア 担当する授業を録音又は録画し、法科大学院の協力を得て保管すること
イ 法科大学院修了予定者（任命された日からその翌年度の3月31日までの間に当該法科大学院を修了する予定の学生をいう。以下同じ。）を対象とする授業を行うときは、アに規定する措置に加えて、授業開始前及び授業終了後における質疑応答等も録音又は録画し、法科大学院の協力を得て保管すること

(2) 授業以外の指導における録音又は録画等の実施について

法科大学院修了予定者に対して授業以外の教育上の指導を行うときは、その状況を録音又は録画し（文書又は電子メール等により教育上の指導を行う場合には、当該文書若しくは電子メール等又はその写しを保存し）、法科大学院の協力を得て保管すること

(3) 指導を行う場所等について

法科大学院生に対して授業等の教育上の指導を行うときは、教室又は指導のためのオープンスペース等第三者の立入りが可能な場所で行うこと（電子メール又はWeb会議システム（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。）等を利用して指導を行う場合は、第三者が受信、視聴又は閲覧等し得る状態で行うこと。）

(法科大学院修了者に対する指導の禁止)

第2 問題作成を担当する考查委員は、任命された日から司法試験の実施が終了するまでの間、法科大学院修了者（任命された日以後に修了した者も含む）に対し、司法試験受験を目的とする指導を行ってはならない。

(一般的禁止事項)

第3 考査委員は、第2に定めるもののほか、任期中、以下の行為を行ってはならない。

(1) 自らの授業が司法試験対策に有用であると宣伝すること

(2) 考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすること（なお、前記論文式試験に言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考查委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう厳に留意する。）

(3) 受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与

2 考査委員は、その任期を終えた後においても、前項(1)(2)の行為を行ってはな

別紙

らない。

前記各事項について遵守することを誓約する。

令和 年 月 日

氏名

司法試験予備試験考查委員として遵守すべき事項

考查委員は、任期中及び任期後において、国家公務員法第100条第1項に定められているとおり秘密を漏らしてはならないことはもとより、法科大学院を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定するという司法試験予備試験の目的を十分理解し、以下の第1及び第2に定める事項を遵守するほか、その公正性・公平性を疑わせるような行動を取らないよう厳に留意する。

(司法試験予備試験受験予定者に対する正規の課程外における指導の禁止)

第1 問題作成を担当する考查委員は、任命された日から司法試験予備試験の実施が終了するまでの間、当該年の司法試験予備試験を受験しようとする者に対し、これを認識しながら、正規の課程外における指導を行ってはならない。

(一般的禁止事項)

第2 考査委員は、第1に定めるもののほか、任期中、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 自らの授業が司法試験予備試験対策に有用であると宣伝すること
 - (2) 考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験予備試験論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすること（なお、前記論文式試験に言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考查委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう厳に留意する。）
 - (3) 受験予備校、受験指導組織、司法試験予備試験受験を目的とするグループへの関与
- 2 考査委員は、その任期を終えた後においても、前項(1)(2)の行為を行ってはならない。

前記各事項について遵守することを誓約する。

平成 年 月 日

氏名